

乾燥設備作業主任者技能講習

作業内容

次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

イ 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。)のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの

ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10キロワット以上のものに限る。)

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

機 関 名	所 在 地	電話番号 / FAX番号 / ホームページアドレス	登録番号	有効期間の満了日
公 益 社 団 法 人 鹿 児 島 県 労 働 基 準 協 会	〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16	電 話 番 号 099-226-3621 F A X 番 号 099-226-3622 U R L https://www.kakikyo.or.jp/	1-2	R11.3.30